

## 4. 特別会計等の見直し

所管の特別会計について、引き続き事業の重点化・効率化等を進める。  
また、道路特定財源について、都市再生・地域再生、環境・景観、防災・減災に資する施策に用途を拡大する。

### 《特別会計の見直し》

○平成18年度予算においては、所管の特別会計について、引き続き事業の重点化・効率化等を進める。【関係資料11（P. 75）】

○今後、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、所管の特別会計の見直しを行うものとする。

#### 「行政改革の重要方針」（抄）

##### 3 特別会計改革 （2）特別会計改革の具体的方針

① 道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計の五つの特別会計については、平成20年度までに統合し、無駄の排除を行うものとする。空港整備特別会計については、将来の独立行政法人化等について検討するものとする。

（略）

② 自動車損害賠償保障事業特別会計及び自動車検査登録特別会計については、平成20年度に統合し、無駄の排除を行うものとする。その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合や独立行政法人化を検討するものとする。

### 《道路特定財源の見直し》

○平成18年度予算においては、従来の道路関連施策に加え、都市再生・地域再生、環境・景観、防災・減災に資する施策に用途を拡大する。

※ なお、現行の暫定税率を設定した平成15年度から平成17年度までに、補正予算における災害復旧など一般財源で行った道路整備があり、平成18年度は自動車重量税のうち472億円で、その一部を事後的に調整。

#### 「行政改革の重要方針」（抄）

##### 3 特別会計改革 （2）特別会計改革の具体的方針

① （略）道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」（平成17年12月9日政府・与党）に基づき、見直しを行うものとする。

（略）

【関係資料12（P. 77）】